

国立大学法人琉球大学職員就業規則(抄)

平成16年4月1日
制 定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の労働条件、給与、その他就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則で定める事項は、大学の自治とその公的責任との適正な均衡を確保しながら、自由で公正な真理の探究に基づく教育及び研究を本学において発展させるためのものであるから、学長、役員及び職員は、それを遵守することによって、高等教育機関に課せられた社会的使命を果たすように努めなければならない。

(適用範囲及び定義)

第2条 この規則は、本学に常時勤務する職員に適用する。ただし、本学が期間を定めて臨時に雇用する職員及び第26条の規定により再雇用された職員の就業については、それぞれ別に定める国立大学法人琉球大学非常勤職員就業規則及び外国人研究員規程並びに国立大学法人琉球大学一般職員再雇用規程による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職 員 教員及び一般職員
- (2) 教 員 大学教員及び附属学校教員
- (3) 大 学 教 員 教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）、助教、助手、特任教授、特任准教授及び特任講師
- (4) 附属学校教員 教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
- (5) 一 般 職 員 事務職員、技術職員、医療職員、看護職員、教務職員及び技能職員

第7章 賞 罰

(懲戒の事由)

第54条 学長は、職員が次の各号の一に該当する行為をなした場合は、懲戒処分を行うことができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤が2週間以上に及ぶ場合
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
- (3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- (5) 本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけた場合

- (6) 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱した場合
- (7) 重大な経歴詐称をした場合
- (8) セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等人権侵害に該当する行為があった場合
- (9) この規則又は学長が定める諸規程に違反した場合

(懲戒の種類)

第55条 前条に基づく懲戒処分の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 戒告 責任を確認させ、注意の喚起を促す。
- (2) 減給 1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の2分の1を上限とし、その総額が一給与計算期間の給与総額の10分の1を上限として給与から減ずる。
- (3) 停職 12月を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 降格 現在就いている職種より下位の職種へ就ける。
- (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。

2 懲戒の手続き、その他必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学職員懲戒等規程（以下「懲戒等規程」という。）による。

(訓告等)

第56条 前条にかかわる懲戒処分の必要がない者についても、サービスを厳正にし、規律を保持する必要がある場合は、訓告及び厳重注意を文書又は口頭により行う。

2 前項に規定する訓告等の手続き、その他必要な事項については、別に定める懲戒等規程による。

(損害賠償)

第57条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、第55条又は前条の規定による懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。